平成 30 年 10 月 23 日

天竜川漁業協同組合　殿

電源開発株式会社

秋葉第三発電所の停止作業に伴う秋葉第二発電所の運転について

1. はじめに

秋葉系発電所の発電運用につきましては、漁業と発電事業との共存共栄の観点より、秋葉第二発電所を最後に発電するよう調整しておりますが、今般、秋葉第三発電所の停止作業に伴い、止むを得ず秋葉第二発電所の運転が必要となりましたので、ご理解、ご協力のほど宜しくお願い致します。

2. 秋葉第二発電所の運転時期

平成 30 年 11 月 23 日（金）18:00　～　11 月 29 日（木）12:00

※11 月 23 日の日中は運転致しません。運転時間は、若干の変更があります。

3. 秋葉第三発電所停止作業の必要性

同発電所の主要変圧器給排水管については、「カワヒバリ貝」が付着・成長することにより、同配管が詰まり、発電機用の冷却水が確保できない（＝発電不可）事態を回避するため、稚貝が付着する 11 月中に温水洗浄作業を実施し、同発電所の運転に万全を期す必要があります。

4. 秋葉第二発電所の運転理由

今年度は、船明ダム洪水吐ゲート水密ゴム取替工事他作業が 11 月 16 日より計画されているため、秋葉第一、二、三発電所において、下流利水者へ用水を供給しなければなりません。（当該期間は 106t/s を 24 時間満足させる必要があります）

今般、秋葉第三発電所の停止作業に伴う下流利水者への水切れ（供給義務違反）を発生させないよう検討した結果、秋葉第一発電所にて下流必要量を供給していた場合、同発電所がトラブル等で停止した際には、放水口の位置関係によって、秋葉第二発電所を直ぐに発電しても「距離」や「下流パトロール」や「決められた運転パターンによる増負荷」により、約 4.5 時間の水切れが発生することが判明したため、上記期間中については、秋葉第二発電所を発電せざるを得なくなりました。

以　上